

- ◆ 令和12年度を目標年度とする第9次計画では、昨今の生乳及び牛肉の需給緩和や生産資材の高騰などを踏まえ、酪農畜産を取り巻く情勢変化に対応し、生産基盤の維持・強化と経営安定の確保を図るため、第8次計画をベースに「関係者一丸となった消費拡大」、「収益性の向上」、「低コスト生産」の取組を進め、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指す。

1 酪農経営・生乳流通

〈酪農経営〉

- 関係者一丸となった牛乳乳製品の消費拡大、再生産可能な所得を確保するための適正な価格形成に関する消費者理解を醸成
- 地域コミュニティーを維持・発展するため、経営規模に応じた生産者への支援、新規就農者の確保に向けた環境整備を推進
- 労働力不足に対応するため、スマート農業技術の活用による省力化や、営農支援組織の体制強化を支援
- 暑熱耐性や疾病抵抗性など、長命連産性に優れた乳用牛群への転換や、本道の自給飼料基盤をフル活用した放牧酪農の取組を推進
- こうした取組を通じて経営体质の強化を図り、生乳生産目標数量445万トンを目指す

〈生乳流通〉

- 集送乳の合理化、消費者ニーズに応じた商品開発や輸出拡大のための施設整備を推進

2 肉用牛経営・食肉流通

〈肉用牛経営〉

- 和牛全共北海道大会を契機とした北海道和牛振興の加速化
- 分娩間隔の高位平準化による子牛生産の安定化と、ゲノミック評価を活用した種雄牛や優良繁殖雌牛の造成による繁殖基盤強化
- 品種の特徴を活かし、消費者ニーズに対応した消費拡大対策やブランド力の向上を推進
- 自給飼料の利用拡大、地域内一貫体制の構築、早期肥育技術の導入等による低コスト生産の推進

〈食肉流通〉

- 食肉処理施設の再編や稼働率の向上、輸出にも対応する衛生管理の高度化を推進

3 飼料生産

- 牧草の生産性向上のため、「草地整備」、「草地改良」、「草地更新」などを推進
- 高栄養価のサイレージ用とうもろこしの作付け拡大などを推進

4 畜産環境

- 温室効果ガス削減効果が期待できる飼料原料の活用や、家畜排せつ物管理方法の変更など、環境負荷低減の取組を推進

5 家畜衛生

- 家畜伝染病の侵入及びまん延防止対策の実施、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、海外悪性伝染病の侵入防止の強化
- 産業動物獣医師等の育成・確保の推進

◆現状（令和5年度）→目標（令和12年度）

・乳牛（経営体数）	5,170戸	→ 4,500戸
(頭 数)	822 千頭	→ 780 千頭
(生乳生産量)	417 万トン	→ 445 万トン
・肉用牛（経営体数）	2,120 戸	→ 1,950 戸
(頭 数)	559 千頭	→ 561 千頭
・飼料（作付面積）	583 千ha	→ 583 千ha
	牧草 522 千ha	→ 517 千ha、テントコン 61 千ha → 66 千ha
	(飼料自給率)	53 % → 59 %

計画期間
令和8年度～令和12年度
(2026年度) (2030年度)

第9次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画 (素案)

～情勢変化に的確に対応し、地域コミュニティーを支える
強固な酪農・肉用牛生産を目指して～

令和〇年（20〇〇年）〇月

北海道

一目 次一

	ページ
I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 · · · · ·	○
第1 北海道における酪農及び肉用牛生産をめぐる	
情勢の変化と基本的な方向 · · · · ·	○
第2 持続可能な酪農及び肉用牛生産の取組 · · · · ·	○
1 酪農経営 · · · · ·	○
(1) 生産基盤の維持・発展 · · · · ·	○
ア 家族経営体の維持・発展 · · · · ·	○
イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用 · · · · ·	○
(2) 収益性の向上 · · · · ·	○
ア 飼養管理技術の向上 · · · · ·	○
イ 放牧酪農の推進 · · · · ·	○
ウ 性選別精液・和牛精液等の効果的な活用 · · · · ·	○
エ 乳牛改良の推進 · · · · ·	○
2 肉用牛経営 · · · · ·	○
(1) 生産基盤の維持・発展 · · · · ·	○
ア 肉用牛経営と酪農経営の連携 · · · · ·	○
イ 多様な肉用牛経営の育成 · · · · ·	○
ウ 一貫経営の推進 · · · · ·	○
エ 和牛の生産拡大 · · · · ·	○
(2) 収益性の向上 · · · · ·	○
ア 飼養管理技術の向上 · · · · ·	○
イ 肉用牛の改良の推進 · · · · ·	○
ウ 早期肥育の推進 · · · · ·	○
第3 人材の育成・確保の取組 · · · · ·	○
1 担い手の確保に向けた環境整備 · · · · ·	○
2 新規就農者の確保に向けた環境整備 · · · · ·	○
3 女性の経営参画に向けた環境整備 · · · · ·	○
4 経営管理能力の向上 · · · · ·	○

第4	自給飼料の生産・利用拡大の取組	○
1	粗飼料の生産・利用拡大	○
2	草地の生産性向上	○
3	濃厚飼料の生産・利用拡大	○
4	鳥獣被害対策	○
第5	需要創出の取組	○
1	牛乳乳製品の消費拡大	○
(1)	需要創出に向けた取組	○
(2)	ブランド力の向上	○
2	牛肉の消費拡大	○
3	消費者の理解醸成	○
4	輸出の促進	○
第6	労働力不足への対応	○
1	スマート農業技術の活用による省力化	○
2	営農支援組織の活用	○
3	営農支援組織の機能強化	○
第7	暑熱対策の推進	○
1	家畜の暑熱対策	○
2	飼料の暑熱対策	○
第8	家畜衛生対策の充実・強化	○
1	家畜衛生対策の推進	○
2	海外悪性伝染病への対応	○
3	産業動物獣医師の育成・確保	○
第9	安全確保の取組の推進	○
1	生産資材の適切な利用	○
2	衛生管理の充実・強化	○

第10 環境と調和のとれた畜産経営	○
1 家畜排せつ物処理施設の整備	○
2 家畜排せつ物の利活用	○
3 温室効果ガス削減の取組の推進	○
第11 自然災害に強い畜産経営の確立	○
II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	○
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	○
2 肉用牛の飼養頭数の目標	○
III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	○
1 基本的な考え方	○
2 経営指標の設定	○
3 指標の項目	○
4 酪農経営方式	○
5 肉用牛経営方式	○
IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	○
1 乳牛	○
2 肉用牛	○
V 飼料の自給度の向上に関する事項	○
1 飼料の自給率等の向上	○
(1) 草地基盤整備の着実な実施等	○
(2) 地域の実情に応じた飼料の生産と利用の拡大	○
(3) その他飼料の自給率等の向上に関する事項	○
ア 地域の飼料資源等の活用	○
イ 道内外への飼料の供給等	○
2 飼料需要見込量	○
3 飼料供給計画	○
4 飼料基盤の造成・整備計画	○

VII 集送乳及び乳業の合理化並びに

肉用牛及び牛肉の流通の合理化等に関する事項	○
1 集送乳の合理化	○
2 乳業の合理化	○
3 肉用牛流通の合理化	○
4 牛肉流通の合理化	○
5 配合飼料流通の合理化	○

VIII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 計画達成に向けた関係機関・団体の役割	○
(1) 道の役割	○
(2) 市町村の役割	○
(3) 生産者・生産団体の役割	○
(4) 消費者の役割	○
2 計画の進行管理と評価	○

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 北海道における酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向

北海道の農業は、広大な土地資源を活かし、農業産出額は1兆3,400億円を超え、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では生乳、牛肉を含む主要穀物等の主産地として明記されるなど、全国で揺るぎない地位を築き上げるとともに、最も近代化が進んだ農業生産が行われている地域となっています。その中で、本道の酪農及び畜産は、農業産出額の約6割を占めており、国内への畜産物の供給のみならず、幅広い関連産業とともに、地域の雇用や経済を支える重要な基幹産業として大きな役割を果たしています。

道では、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年3月策定）において、本道の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係業界が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、取り組んできました。

その結果、令和3年度の生乳生産量は431万トンと、現行計画で目標としていた440万トンの達成に向け、順調に推移してきましたが、令和4年から令和5年にかけて、新型コロナウイルス感染症の流行などを要因とした生乳の需給緩和により、道内の生産者団体が自主的に生乳の生産抑制に取り組んだ結果、令和4年度以降、減少傾向で推移し、令和5年度の生乳生産量は417万トンまで減少しました。その後、生産抑制が見直された令和6年度には426万トンと、現行計画の目標の97%の達成状況となっています。一方、肉用牛の飼養頭数は約559千頭と、現行計画で目標としていた552千頭を、目標年度を待たずして達成しました。また、これらを支える重要な飼料基盤である飼料作付面積も58万haが維持されており、本道の酪農・肉用牛の更なる生産拡大が見込まれております。

酪農については、生産抑制の見直し以降、道内の生乳生産量は増加傾向にあるものの、国内外の需給に目を向けると、国内では人口の減少による需要減が避けられない中、アジアをはじめとした諸外国では人口や所得が着実に増加しており、インバウンド消費も含めた国外需要の増加を見据えると、都府県の生乳生産量の減少が見込まれる局面にあっては、本道に求められる役割と期待は大きくなっています。今後、酪農の生産基盤を著しく損なう生産抑制を二度と繰り返すことなく、全国に牛乳乳製品を安定的に供給するためには、需要の創出に取り組むとともに、生産基盤を維持・強化していくことが不可欠です。

また、肉用牛については、北海道で初めての開催となる「全国和牛能力共進会北海道大会」を契機として、関係者が一丸となった北海道和牛のブランド力向上や生産者の営農意欲の向上に取り組んでいるところであり、今後、北海道和牛の振興の取組をさらに加速化するとともに、消費者のニーズに応じた多様な牛肉の生産を推進することが必要です。

このような中、生産現場においては、経営者の高齢化や後継者不在等による農業経営体数の減少、酪農・肉用牛経営を支える営農支援組織の労働力不足、生産資材価格の高止まり、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化などが喫緊の課題となっているほか、自然災害、地球温暖化の進行など、不測の事態が生じた場合においても、酪農・畜産経営の継続が可能となるよう、生産者個々の経営体质の強化が求められています。

こうしたことから、これまで関係者が総力を挙げて築き上げてきた全国一の生乳や牛肉の生産量を誇る「酪農・畜産王国」としての本道の地位をより確かなものとするとともに、消費者や事業者からの安全・安心で品質の高い畜産物の安定供給への期待に応える必要があります。

このため、前回の計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産体制の強化」や「経営体质の強化」を基本としつつ、生産基盤の維持・強化と経営安定の確保を図るため、「関係者一丸となった消費拡大」、「収益性の向上」、「低コスト生産」を進めることで、本道の酪農・肉用牛経営が、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、「第9次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定します。

第2 持続可能な酪農及び肉用牛生産の取組

1 酪農経営

(1) 生産基盤の維持・発展

ア 家族経営体の維持・発展

本道における酪農経営体の大宗を占め、地域経済・社会の活性化に大きな役割を果たす家族経営の維持・発展、経営の安定化に向けて、生産性を向上するための施設整備や労働負担の軽減を図る省力化機械の導入、地域の実情に即した営農支援組織の整備をはじめ、既存の経営資源の円滑な継承・活用などの取組を推進します。

また、地域経済の維持・発展に重要な生乳生産量の維持・拡大に向けて、規模拡大による生産性の向上や雇用の創出が期待される法人化を促進するとともに、経営規模に応じた支援を実施します。

イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の生産基盤の強化と収益性の向上を図るために、畜産クラスター事業等を効果的に活用しながら、生産者をはじめ市町村や生産者団体等の関係者が連携して行う、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、新規就農及び経営基盤継承などの取組を推進します。

また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に基づく建築基準法の適用除外を活用した、低コストの施設整備等を推進します。

(2) 収益性の向上

ア 飼養管理技術の向上

乳牛の遺伝的能力を十分発揮させるために、牛群検定から得られる情報を基に飼養管理の改善を促進するとともに、スマート農業技術等を活用した飼養管理・繁殖管理の効率化など、生産性の向上を図る取組を推進します。

飼養管理技術の向上により、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、周産期疾病の抑制など、乳牛の能力を最大限発揮させることで、生涯生産性の向上を推進します。

また、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組である、アニマルウェルフェアを推進するため、国の定めた指針※の生産現場における更なる普及・定着を推進するとともに、消費者の理解醸成を図ります。

※「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）

イ 放牧酪農の推進

放牧酪農は、本道の強みである自給飼料基盤をフル活用できる取組であり、飼料生産や給与、家畜排せつ物処理等において省力的で低コストの飼養管理が可能である一方で、地理的条件や自然条件に応じた高度な技術の習得が必要である。

このような中、道内には集約放牧技術を取り入れ、高い所得率に裏打ちされた安定的な経営や、ゆとりある暮らしを実現する経営が見られるほか、地域ぐるみで放牧酪農を推進する市町村もあり、放牧酪農を志す新規就農者を積極的に受け入れるなど、

地域コミュニティの維持に貢献する事例もあります。

このように、放牧酪農は持続可能な酪農の発展に資する経営形態であることから、関係機関・団体と連携しながら、放牧酪農の更なる普及を推進することとし、優良事例の横展開やニュージーランド・北海道酪農協力プロジェクトの成果を活用した研修会の実施や営農指導の強化を図るとともに、放牧に適した草地の整備、牧柵や牛道の設置などの環境整備、スマート農業技術の導入などの取組を推進します。

また、初期段階における飼料給与（補助飼料）の活用や、繋ぎ飼いから段階的に集約放牧を目指す取組などを推進します。

ウ 性選別精液・和牛精液等の効果的な活用

酪農経営における収入確保のため、高能力牛への性選別精液の活用などにより優良な乳用後継牛を計画的に確保した上で、市場動向を踏まえ、適正に生産・流通された和牛受精卵や和牛精液の活用を推進します。

エ 乳牛改良の推進

乳牛改良に当たっては、生産者団体と連携し、生産病の発生リスクを考慮しつつ、乳量や乳成分、泌乳持続性の向上を図るとともに、繁殖性や耐久性等の改良により長命連産性を高め、乳牛の供用期間の延長による生涯生産性の向上を推進します。

また、体型の改良に当たっては、繋ぎ牛舎の牛床や搾乳ロボットの大きさを考慮する必要があること、体型の大型化と肢蹄の故障や蹄病の発症との間には因果関係があることなどから、適正な大きさへの改良を推進するとともに、搾乳性や強健性の向上に向けた乳器や肢蹄の改良を推進します。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施に向けて、牛群検定の加入を促進するとともに、効率的に牛群改良を行うため、ゲノミック評価の普及を推進します。

2 肉用牛経営

(1) 生産基盤の維持・発展

ア 肉用牛経営と酪農経営の連携

地域の繁殖経営等で飼養されている優良な繁殖雌牛を活用し、家畜人工授精所において適正に生産・流通された和牛受精卵を増産するとともに、酪農経営との連携による優良な素畜の確保を推進します。

また、地域の酪農経営との協力関係の構築や肥育センターの整備等による地域内一貫体制を確立するため、取組事例の情報収集・提供など、地域に適した肉用牛の生産を推進します。

イ 多様な肉用牛経営の育成

収入の多角化を目指し耕種部門や酪農部門への肉用牛の導入など、多様な肉用牛生産を推進します。

ウ 一貫経営の推進

肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛を安定的に確保でき、生産性の向上に資す

る繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行を推進します。

エ 和牛の生産拡大

北海道が全国有数の和牛産地としての地位を確立するため、これまで造成してきた繁殖雌牛群の更なる強化により、質の高い子牛を生産することで、全国から信頼される素牛供給地域の役割を果たすとともに、飼養管理技術の向上・普及を通じて、道内における和牛の生産の拡大を推進します。

(2) 収益性の向上

ア 飼養管理技術の向上

素畜の選定や飼料給与プログラム等の指導体制の充実や家畜の生体管理システムなどのスマート農業技術の活用により、繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、産肉能力に優れる繁殖雌牛への更新、肥育期間の短縮など、飼養管理技術の向上を通じて、効率的な肉用牛の生産を推進します。

また、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組である、アニマルウェルフェアを推進するため、国の定めた指針※の生産現場における更なる普及・定着を推進するとともに、消費者の理解醸成を図ります。

※「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1064号）

イ 肉用牛の改良の推進

全国和牛能力共進会を見据え、産肉能力や繁殖能力に着目した改良を進めるとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携して、新細かさ指数、オレイン酸、飼料利用性など、新たな形質にゲノミック評価を活用した北海道独自の優良繁殖雌牛群の造成や種雄牛の作出を推進します。

ウ 早期肥育の推進

早期肥育を飼養管理や肥育形態の選択肢の一つとして推進するため、関係機関・団体、試験研究機関や大学と連携し、枝肉重量や安定した品質を確保するための飼料給与技術の開発を支援するとともに、早期肥育技術で生産された牛肉の品質が、適度な脂肪交雑や値頃感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応したものであることについて、生産・流通の関係者の認知度向上や理解醸成を図る取組を支援します。

第3 人材の育成・確保の取組

1 担い手の確保に向けた環境整備

離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないよう、事業継承のための税制優遇など、担い手に対する各種支援措置の活用により、後継者や第三者への円滑な事業継承に向けた取組を推進します。

2 新規就農者の確保に向けた環境整備

新規就農時の初期投資を抑えるため、農場リース事業等を効果的に活用しながら、円

滑な新規就農を支援するとともに、就農後の経営安定に向けた営農指導、労働負担の軽減や休日確保のための酪農・肉用牛ヘルパーの活用を推進します。

3 女性の経営参画に向けた環境整備

畜産現場における女性の経営参画がより一層進むよう、酪農・肉用牛生産において、女性の能力をより発揮するための環境整備等を推進します。

4 経営管理能力の向上

経営者には、従業員の労務管理や経営資源の有効活用など、高度な経営管理能力が求められています。このため、生産技術や財務管理をはじめ、食品安全や家畜衛生、労働安全等の知識を備える優れた経営管理能力の習得や、地域社会との良好な関係性を保つ重要性の認識を高めることを目指した人材育成を推進します。

また、持続的な酪農・肉用牛経営のためには、生産した畜産物が再生産可能な価格で取引されることが重要であることから、合理的な価格形成に向け、経営者が生産に必要なコストを客観的に示し、消費者の理解が得られるよう生産コストを把握する取組を促進します。

第4 自給飼料の生産・利用拡大の取組

1 粗飼料の生産・利用拡大

北海道の恵まれた土地資源を活かし、飼料生産基盤に立脚した体質の強い畜産経営を確立するため、牧草を主体とする道内の飼料作付面積を維持しながら、牧草から栄養価の高いサイレージ用とうもろこしへの作付転換を推進するとともに、コントラクターやTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織の体制強化とその活用を図ることにより、良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

また、耕種農家と畜産農家による耕畜連携を進め、サイレージ用とうもろこしのほか、稲発酵粗飼料（稲WCS）などの生産・利用を推進します。

さらには、良質な飼料を生産するため、試験研究機関と連携を図り、多収で高品質な牧草・飼料作物の品種や難防除雑草の防除技術の開発などを推進します。

加えて、草地を維持するため、遊休農地の発生の抑制と有効利用を促進します。

2 草地の生産性向上

飼料作付面積の大部分を占める草地については、経年変化による起伏の発生、雑草の繁茂や裸地化などそれぞれの草地の状況を勘案しながら、草地の生産性向上や植生の回復を図り、草地を永続的に維持していくことが重要です。

このため、牧草の収量確保や収穫作業を効率化する起伏修正や排水性を改善する暗渠排水などの「草地整備」を着実に実施するほか、気候変動の影響の緩和や、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生を維持・回復させるために農業者が自ら行う「草地更新」を、それぞれの改善目的に沿って適切な時期に実施する取組を促進します。

さらに、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活用した「草地管理」を促進し、植生の改善に向けた技術支援を推進します。

3 濃厚飼料の生産・利用拡大

海外からの輸入穀物を主原料とする配合飼料価格の高止まりなど様々な情勢変化の影響を緩和するため、各地域で取り組まれている子実とうもろこしやイアコーンサイレージ、飼料用米等の濃厚飼料の生産・利用を推進します。

また、ビートパルプやでんぷん粕などの食品製造副産物や規格外農産物などの飼料利用の取組を推進します。

4 鳥獣被害対策

人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与するため、平成26年3月に制定した「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、捕獲等による個体数の管理や捕獲個体の有効活用推進など総合的かつ計画的にエゾシカ対策を実施します。

また、人とヒグマとの軋轢を軽減しながら、地域個体群の存続を図るため、令和6年12月26日に改定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」に基づき、総合的なヒグマ施策を実施します。

こうした施策との連携を図りつつ、飼料作物を含め農作物の鳥獣被害を減少させるため、捕獲のための人材確保や技術の向上、ハンターや罠による捕獲活動、侵入防止柵の整備や緩衝帯の設置などの取組を推進します。

第5 需要創出の取組

1 牛乳乳製品の消費拡大

（1）需要創出に向けた取組

安定的な生産を実現するためには、需給の安定を図ることが重要であり、構造的に需要が低迷する牛乳や脱脂粉乳について、生産者と乳業者の抛出による基金造成に基づく需給緩和対策や、乳業メーカーが行う脱脂粉乳等の新たな活用方法に関する普及活動を促進するとともに、牛乳乳製品の輸出を含めた需要拡大など、生産者が安心して生産に取り組める環境づくりを推進します。

また、需要に応じて、生産された生乳の配乳調整が適切に行われるよう、指定事業者をはじめとした関係者と緊密な連絡調整を行うとともに、牛乳乳製品を安定的に供給することができるよう、各乳業者における計画的な需給調整能力の維持、強化や需要創出の取組等を促進します。

さらに、学校給食での牛乳の提供を通じて、酪農の健全な発展と牛乳の飲用習慣の形成や牛乳の正しい知識の理解醸成を図るとともに、学校給食関係者に対し、ヨーグルトなどの牛乳乳製品の消費拡大の取組を推進します。

（2）ブランド力の向上

国内外で評価の高い北海道ブランドの基礎となっている高品質な生乳の生産を引き続き維持・向上させることはもとより、ジャージー種やブラウンスイス種、放牧や有機飼料の利用など、特色ある生乳の生産や、酪農家自らが行う牛乳乳製品の開発・製造販売など、ブランド化や差別化の取組を推進します。

また、多様な消費者ニーズに対応した牛乳乳製品の製造開発に加え、インバウンドの需要を取り込むためのPR活動、各種登録・認証制度（機能性表示制度、有機認証制度、地理的表示（G I）保護制度、地域団体商標制度、道産食品独自認証制

度など）の活用等により、更なる差別化とブランド化を推進します。

特に、堅調な需要が見込まれるチーズは、関係団体や乳業メーカーが行うナチュラルチーズの消費拡大を促進するとともに、各地域の多彩で特色あるチーズを生産している小規模チーズ工房等における品質向上等を図るため、製造技術の向上に必要な研修やチーズ工房同士のネットワーク化などを通じて、チーズ工房の更なる発展に向けた取組を推進します。

2 牛肉の消費拡大

脂肪交雑が多い黒毛和種をはじめ、本道の恵まれた飼料基盤を活用した日本短角種や褐毛和種、赤身が多いホルスタイン種や適度な脂肪交雫を持つ交雫種など、多様な牛肉の生産を推進することで、消費者ニーズに対応するとともに、和牛については「北海道和牛」ブランドとして、乳用種や交雫種については「北海道産牛肉」として知名度の向上を図るなど、消費拡大に向けた取組を推進します。

3 消費者の理解醸成

本道の酪農・肉用牛生産の発展に向け、次世代を担う若年層やその保護者をはじめとした消費者に対し、都市農村交流や生産から販売までの6次産業化等を通じて、畜産物への信頼や愛着を高めるための生産過程の「見える化」等の理解醸成に資する取組を促進します。

特に、国産飼料の生産・利用、温室効果ガス排出削減や有機畜産といった環境負荷低減の取組、アニマルウェルフェアの考えに基づく飼養管理の取組など、消費者の多様なニーズに応えるためには、生産コストの価格への適正な反映などが必要となることへの理解を得る取組を推進します。

また、消費者に近い観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を実施します。

このほか、児童や生徒、学生、保護者に本道の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、ふれあい牧場、酪農教育ファームでの体験活動、産地交流会など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

4 輸出の促進

「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>」に基づき、北海道ブランドの浸透や新たな市場の開拓を含めた市場拡大を図るとともに、輸出支援体制の強化、アジア等における牛乳乳製品や牛肉の認知度向上の取組を促進します。

第6 労働力不足への対応

1 スマート農業技術の活用による省力化

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボットやえさ寄せロボットをはじめとするロボット、A I や I o T 技術を活用した機械・設備の導入を促すとともに、これらを効果的に使いこなすための推進体制の充実を図り、ハードとソフトの両面からスマート農業技術の効果的な活用を推進します。

2 営農支援組織の活用

生産者の労働力や減価償却資産の負担の軽減、規模拡大の実現に向け、酪農・畜産経営を支えるコントラクター、TMRセンター、酪農・肉用牛ヘルパーなどの営農支援組織の設立を支援します。

また、飼料生産・調製や飼養管理、家畜排せつ物の処理等の作業の一部について営農支援組織を活用して省力化する取組を推進します。

3 営農支援組織の機能強化

農業者の高齢化や担い手不足等による農業経営体数の減少が進む中、家族経営が主体である本道において、営農支援組織の重要性は一層高まっていますが、オペレーターや従業員の確保、農業機械や施設の老朽化、作業受託需要量の増加への対応など様々な課題を抱えていることから、営農支援組織において少人数で効率的に作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、ほ育・育成のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業技術の導入を進め、営農支援組織の機能強化を推進します。

併せて、オペレーターやヘルパー要員などの人材確保に向けた雇用条件等の改善や営農支援組織の広域連携による人材の有効活用、地域内の異業種連携の取組を推進します。

第7 暑熱対策の推進

近年、乳牛・肉用牛においては、猛暑による日射病やへい死の発生、生産性や繁殖成績の低下などがあり、飼料作物については、夏枯れによる収量や品質の低下などが懸念されることから、被害軽減に向けた暑熱対策を推進します。

1 家畜の暑熱対策

冷房装置やミスト発生装置などの導入のほか、家畜への送風や散水・散霧による体感温度の低下、日よけや断熱材の設置、屋根への消石灰の塗布等による畜舎環境の改善に加え、アニマルウェルフェアの考えに基づく飼養密度の緩和など、暑熱に対応した適切な飼養管理に必要な技術指導を実施するとともに、暑熱耐性に優れる家畜の改良を推進します。

2 飼料の暑熱対策

気温の上昇によりサイレージ用とうもろこしの栽培適地が拡大していることを踏まえ、地域の気象条件に適合した適切な草種・品種の選択を推進するとともに、耐暑性に優れる草種の開発・普及や、早晚性の異なる牧草品種を組み合わせた作付けなどの取組を推進します。

また、試験研究機関等と連携し、暖地型飼料作物の一部作付けの検討など、温暖化に対応した飼料生産に向けて取り組みます。

第8 家畜衛生対策の充実・強化

1 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化す

るとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

2 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国が実施する水際防疫を強力に支援し、生産農場はもとより、来道者、道内公共交通機関や観光協会、留学生や外国人技能実習生などの受入団体に対し、海外悪性伝染病に関する注意喚起や指導をより一層強化するなど、侵入防止対策の徹底を図ります。

また、万が一の発生に備え、市町村・関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化を推進します。

3 産業動物獣医師の育成・確保

慢性的な産業動物獣医師等の不足に対処するため、大学や関係団体等と綿密に連携し、インターンシップの実施や産業動物獣医師の業務や魅力のPR、採用情報の発信などに加え、獣医師免許取得者の人材発掘や女性獣医師の働きやすい環境づくり、遠隔診療の導入による業務の効率化などの検討を進め、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

第9 安全確保の取組の推進

1 生産資材の適切な利用

食の安全を確保していくため「後始末より未然防止」の考えを基本としつつ、畜産物や飼料及び飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに沿った衛生管理計画等の着実な取組を推進します。

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や、生乳の広域流通で求められる品質等に的確に対応していくため、関係機関・団体と連携し、引き続き、総合的な観点から乳質改善に取り組むとともに、GAPやHACCPの考えに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、乳房炎対策としても重要な搾乳機器の適正使用の取組を推進します。

また、生産資材の適正な流通及び生産段階における適正な使用が行われるよう、飼料及び飼料添加物については、製造・販売業者や生産者に対する立入検査、指導等を実施します。動物用医薬品については、関係法令に基づき、関連業者や獣医師及び畜産農家に対する立入検査や指導等を実施します。

さらに、適切な飼養衛生管理による感染症の予防、病性の把握及び診断を通じて、抗菌剤が適切に選択され、慎重に使用されるよう、薬剤耐性対策アクションプラン（令和5年4月関係閣僚会議決定）に基づき、関係機関・団体と連携して普及・指導を実施します。

2 衛生管理の充実・強化

消費者の食の安全に対する信頼を確保するため、牛乳乳製品をはじめとした畜産加工品の製造・流通過程に起因する食品事故を未然に防止することが必要であることから、各種法令の遵守はもとより、衛生管理の高度化や事故発生時の的確な対処など乳

業者や食肉流通事業者が主体的に取り組む危機管理体制の構築を促進します。

また、HACCPについては、食品衛生法により制度化されており、大規模な事業者に対しては、コーデックスの7原則に基づいた「HACCPに基づく衛生管理」、小規模な事業者に対しては、取り扱う食品の特性に応じた「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の適切な実施を促進します。

第10 環境と調和のとれた畜産経営

1 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であり、1戸当たりの飼養頭数が増加する中、悪臭防止法や水質汚濁防止法などの関係法令に基づく環境規制に適切に対応するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

家畜排せつ物の処理高度化施設については、地域の実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設の整備を推進するとともに、現在、簡易な施設等で対応している畜産農家については、恒久的な処理施設の整備を促進します。

また、老朽化した施設もみられることから、施設の補修・補強などによる長寿命化を促進します。

バイオガスプラントでは、家畜排せつ物の発酵により生じたメタンガスは電気や熱として使用され、消化液は臭気の少ない液肥として草地等に還元されるほか、固体部分は堆肥や敷料などとして利用されており、家畜排せつ物処理における有効な処理方法の一つである。

一方で、建設費や運営コストが高額であることから、施設の持続的な運営に向けて、エネルギーの地域内利用、施設の利用料金の設定など負担の在り方、消化液の散布先の確保など、様々な観点から検討することが必要であり、地域の実情に応じた円滑な導入に向け、助言や指導を実施します。

2 家畜排せつ物の利活用

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

3 温室効果ガス削減の取組の推進

畜産分野からの温室効果ガスは、国内全体の発生量の約1%、農業分野の約3割程度を占めることから、温室効果ガスの削減に向けて、家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料の活用などの取組について、J-クレジット制度や温室効果ガス削減貢献の「見える化」等と合わせて情報を提供し、農家及び関係機関、消費者への普及・定着を図ります。

情報提供に当たっては、国と連携し、家畜排せつ物の管理方法の変更による堆肥の高品質化、アミノ酸バランス改善飼料の給与による飼養効率の向上や排水中の窒素濃度の低減といった、温室効果ガス排出削減と同時に期待できるメリットを示しながら農家段階での取組の推進を図ります。

第11 自然災害に強い畜産経営の確立

本道酪農・畜産業は、これまで地震や台風等様々な自然災害を経験し、その度に生産現場においては被害を最小限に抑えるための対策を実施してきました。また、令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が流行し、全国規模で需要が大きく減少するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要の確保に向けた取組の重要性が認識されたところです。

災害に強い酪農・畜産を確立するためには、被害の回避・軽減に向けた準備や地域における体制づくりが重要となることから、令和元年に整備した「災害における酪農危機管理対策マニュアル」の実践を促すとともに、適切に運用するための防災訓練等の取組を推進するなど、営農活動の継続に向けた生産現場における対策を実施します。

併せて、令和3年に国が公表した「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版B C P（事業継続計画書）」について周知し、災害時においても農畜産物等の安定的な供給が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

また、本道から都府県への農畜産物等の移出に当たっては、関係機関・団体と連携しながら、効率的かつ安定的な輸送の確保に努めます。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、I の第 2 に定める生産基盤の維持・発展や収益性の向上の取組を推進し、需要創出の取組や家畜衛生対策など、酪農・畜産が抱えている諸課題が解決された場合に実現可能な目標として設定します。

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

生乳の生産数量の目標については、国内の需給動向を踏まえ、経産牛 1 頭当たり乳量の増加と需要に応じた生産が可能な頭数を見込み設定します。乳牛の飼養頭数の目標については、目標年度における酪農経営体数や経営規模を見込むとともに、乳牛の長命連産性の向上を考慮して設定します。経産牛 1 頭当たり乳量の目標は、良質な自給飼料の確保を基本に、乳牛改良の推進、乳牛の能力を最大限発揮させるための基本的な飼養管理の徹底等を見込み設定します。

区分	総頭数 (頭)	成牛頭数 (頭)	経産牛頭数 (頭)	経産牛 1 頭 当たり年間 搾乳量 (kg)	生乳生産量 (千 t)
現在 (令和 5 年度)	822,000	504,100	468,000	8,901	4,170
目標 (令和 12 年度)	780,000	484,000	459,000	9,700	4,450

2 肉用牛の飼養頭数の目標

肉専用種は、生産性の高い大規模な専業経営や酪農等との複合経営の育成、繁殖肥育一貫経営への移行や哺育・育成センターの導入などによる地域で繁殖育成を集約化する体制構築の整備、早期肥育技術の普及等による道内肥育頭数の拡大のほか、受精卵移植などの活用による乳用牛からの黒毛和種の増頭、黒毛和種精液を活用した乳用牛からの交雑種の生産拡大を見込み設定します。

区分	肉用牛 総頭数 (頭)	肉専用種 (頭)				乳用種等 (頭)		
		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
現在 (令和 5 年度)	558,600	73,800	67,500	72,500	213,800	153,000	191,800	344,800
目標 (令和 12 年度)	561,000	84,000	76,000	82,000	242,000	123,000	196,000	319,000

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 基本的考え方

今後、本道の多様な酪農・肉用牛経営の安定を図り、地域の基幹産業としての酪農及び肉用牛生産の生産基盤の維持・強化につなげるため、実現可能な経営類型を想定し、5年先の経営指標として設定します。

2 経営指標の設定

酪農及び肉用牛生産の経営の類型を経営規模や生産体系、畜種などに着目して区分し、設定します。

3 指標の項目

指標については、経営類型ごとに次のとおり設定します。

(1) 経営概要：経営形態、飼養頭数、飼養方式、飼養管理の外部化、
飼料の給与方式、放牧利用

(2) 生産性指標

ア 牛：1頭当たり搾乳量、更新産次、分娩間隔、初産月齢、出荷月齢、
出荷時体重等

イ 飼 料：作付体系、作付延べ面積、飼料生産の外部化、購入飼料、
飼料自給率、粗飼料給与率、経営内堆肥利用割合等

ウ 人：生産コスト、労働時間、粗収入、経営費、農業所得、1人当たり所得

4 酪農経営方式

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要					生産性指標													
	経営形態	飼養形態				牛		飼料					人						
		経産牛頭数 (頭)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積) (ha)	経産牛1頭当たり乳量 (kg)	更新産次 (産次)	作付体系 (注)	作付延べ面積 ※放牧利用を含む (ha)	外部化(種類)	飼料自給率 (国産飼料) (%)	粗飼料給与率 (%)	経営内堆肥利用割合 (割)	生産コスト 生乳1kg当たり費用合計 (円)	労働 経産牛1頭当たり飼養労働時間 (hr)	総労働時間 (主たる従事者の労働) (hr)	粗収入 (万円)	経営費 (万円)
I つなぎ飼い (集約放牧) 40頭	家族経営																		
II つなぎ飼い 80頭	家族経営																		
III フリーストール 120頭	家族経営																		
IV フリーストール 150頭 搾乳ロボット	家族経営																		
V フリーストール 240頭	法人経営																		
VI フリーストール 255頭 搾乳ロボット	法人経営																		
V フリーストール 500頭	法人経営																		
VI フリーストール 550頭 搾乳ロボット	法人経営																		

注：飼料の作付体系は、地域条件や利用方法に合わせ草種（チモシー、オーチャードグラス、ペレニアルライグラスなど）を適切に組み合わせる。

法人経営の構成員家族（主たる従事者を含む。）の報酬・給与等（社会保険料等を除く。）は、農業所得に含まれる。

法人経営の生乳1kg当たり費用合計は構成員家族（主たる従事者を含む。）の報酬・給与等を含む。

5 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要					生産性指標																	
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						人							
		飼養頭数(頭)	飼養方式	外部化給与方式	放牧利用(放牧地面積)(ha)	分娩間隔(か月)	初産月齢(か月)	出荷月齢(か月)	出荷時体重(kg)	作付体系及び単収(kg)	作付延べ面積※放牧利用を含む(ha)	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率(%)	経営内堆肥利用割合(割)	生産コスト	労動		経営			
I 肉専用種繁殖経営 (専業)																	子牛1頭当たり費 用合計(現状平均 規模との比較) (円(%))	子牛1頭当たり 飼養労働時間 (hr)	総労働時間 (主たる従事者の 労働時間)(hr)	粗収入 (万円)	経営費 (万円)	農業所得 (万円)	主たる従事者 1人当たり所得 (万円)

(2) 肉専用種肥育・一貫経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要					生産性指標																
	経営形態	飼養形態			牛				飼料						人							
		飼養頭数(頭)	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢 (か月)	出荷月齢 (か月)	肥育期間 (か月)	出荷時 体重 (kg)	1日 当たり増 体量 (kg)	作付 体系 及び 単収 (kg)	作付延べ 面積 ※放牧利 用を含む (ha)	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種類)	飼料 自給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率 (%)	経営内 堆肥利 用割合 (割)	生産コスト	労動		経営		
II 肉専用種一貫経営 (専業)																肥育牛1頭当たり 費用合計(現状平 均規模との比較) (円(%))	牛1頭当たり 飼養労働時 間(hr)	総労働時間 (主たる従事 者の労働時 間)(hr)	粗収入 (万円)	経営費 (万円)	農業所得 (万円)	主たる従事者 1人当たり所 得(万円)
III 肉専用種肥育経営 (専業)																						

(3) 乳用種ほ育・育成経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要				生産性指標																	
	飼養形態			牛								飼料					人					
	飼養頭数 〔経営形態〕	飼養方式 〔頭〕	給与方式	肥育開始月 〔か月〕	出荷月 〔か月〕	肥育期間 〔か月〕	出荷時体重 〔kg〕	1日当たり増 体量 〔kg〕	作付体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む 〔ha〕	外部化 〔種類〕	購入国 産飼料 〔種類〕	飼料自給率 〔%〕	粗飼料 給与率 〔%〕	経営内 堆肥利 用割合 〔割〕	生産コスト 肥育牛1頭当たり 〔円(%)〕	牛1頭当たり 飼養労働時間 〔hr〕	労動 〔hr〕	総労働時間 〔主たる従事者 の労働時間〕 〔hr〕	粗収入 〔万円〕	経営費 〔万円〕	農業所得 〔万円〕
IV 乳用種 哺育・育成 経営 〔専業〕											P											

(4) 乳用種肥育経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要				生産性指標																	
	飼養形態			牛								飼料					人					
	飼養頭数 〔経営形態〕	飼養方式 〔頭〕	給与方式	肥育開始月 〔か月〕	出荷月 〔か月〕	肥育期間 〔か月〕	出荷時体重 〔kg〕	1日当たり増 体量 〔kg〕	作付体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む 〔ha〕	外部化 〔種類〕	購入国 産飼料 〔種類〕	飼料自給率 〔%〕	粗飼料 給与率 〔%〕	経営内 堆肥利 用割合 〔割〕	生産コスト 肥育牛1頭当たり 〔円(%)〕	牛1頭当たり 飼養労働時間 〔hr〕	労動 〔hr〕	総労働時間 〔主たる従事者 の労働時間〕 〔hr〕	粗収入 〔万円〕	経営費 〔万円〕	農業所得 〔万円〕
V 乳用種 一貫経営 〔専業〕											P											

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模に関する事項

1 乳牛

(1) 飼養構造

目標	①飼養農家戸数 (戸)	乳牛頭数		1戸当たり平均 飼養頭数 ②／① (頭)
		②総数 (頭)	うち成牛頭数 (頭)	
現在 (令和5年度)	5,170	822,000	504,100	159
目標 (令和12年度)	4,500	780,000	484,000	173

(2) 飼養規模の拡大のための取組

収益性の向上を図るための施設整備や労働負担の軽減を図る省力化機械の導入、地域の実情に即した営農支援組織の整備などの取組を推進します。

また、牛群検定情報等の活用による適切な飼養・繁殖管理、性選別精液の活用等による計画の達成に必要な乳牛頭数の確保の取組を推進します。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

区分	飼養農家 戸数 (戸)	肉用牛飼養頭数 (頭)							
		総数	肉専用種			乳用種等			
			計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	現在	1,240	69,200	69,200	69,200				
	目標	1,054	70,000	70,000	70,000				
肉専用種 肥育経営	現在	94	38,600	38,600		38,600			
	目標	97	43,000	43,000		43,000			
肉専用種 育成経営	現在	22	900	900			900		
	目標	24	1,000	1,000			1,000		
肉専用種 一貫経営	現在	370	105,100	105,100	4,600	28,900	71,600		
	目標	389	128,000	128,000	14,000	33,000	81,000		
乳用種・ 交雑種育成経営	現在	38	5,600	0				5,600	4,700
	目標	36	5,000	0				5,000	4,000
乳用種・ 交雑種肥育経営	現在	85	26,100	0				26,100	5,300
	目標	85	30,000	0				30,000	5,000
乳用種・ 交雑種一貫経営	現在	271	313,100	0				313,100	143,000
	目標	265	284,000	0				284,000	114,000
合計	現在	2,120	558,600	213,800	73,800	67,500	72,500	344,800	153,000
	目標	1,950	561,000	242,000	84,000	76,000	82,000	319,000	123,000
									196,000

(2) 肉用牛の飼養規模に関する措置

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料基盤の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、早期肥育技術の普及等による道内肥育仕向け率の向上などに重点をおいた取組を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、酪農等との複合経営の育成と生産効率の改善を図るほか、発情発見装置や分娩監視装置などスマート農業技術を活用した省力化を図り、肉専用種の生産を推進します。

イ 肉専用種肥育経営

育種改良や肥育技術の向上により、肉質の斉一性と肉量の確保を図り、自動給餌機などスマート農業技術を活用した省力化と規模拡大を推進します。

ウ 肉専用種一貫経営

繁殖農家に対する肥育技術の導入及び肥育農家に対する繁殖技術の導入等により、一貫経営への移行を推進します。

エ 乳用種・交雑種の育成経営、肥育経営、一貫経営

酪農家による初生牛の適正管理と導入後の疾病対策等により事故率の低減を図るとともに、哺乳ロボットなどスマート農業技術の導入による省力化を推進します。

また、ほ場副産物や粗飼料の有効活用等による低コスト生産を促進するとともに、哺育・育成経営から肥育経営や一貫経営への移行により、安定した経営の確立と規模拡大を推進します。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

飼料生産基盤に立脚した体質の強い酪農・畜産経営の確立に向け、営農支援組織の体制強化や草地基盤整備等を着実に実施し、気象や土地条件など地域の実情に応じた飼料の生産と利用の拡大を推進します。

区分		現在（令和5年度）	目標（令和12年度）
飼料自給率 ^{※1}	乳用牛	62%	69%
	肉用牛	27%	33%
	牛合計	53%	59%
飼料供給力指数 ^{※2}	牛合計	—	59.4%
飼料作物の作付面積 ^{※3} (ha)		582,700	582,700

※1 本計画における「飼料自給率」は、畜産物を生産する際に家畜に給与される（給与された）飼料のうち、道産（副産物等を含み、輸入原料を利用して生産された分は除く。）でどの程度賄われるか（賄われたか）を示す指標として計算するもの。

「日本標準飼料成分表（2009年版）」等に基づき、TDN（可消化養分総量）に換算して算出。

※2 「飼料供給力指数」は、畜産物を生産する際に家畜に給与される（給与された）飼料の量に対する、道産飼料の生産量（道外への移出分、道産に由来する副産物等を含む。）の比率を百分率により、道独自の参考値として計算するもの。

「日本標準飼料成分表（2009年版）」等に基づき、TDN（可消化養分総量）に換算して算出。

※3 本表における「飼料作物の作付面積」は、牧草とサイレージ用とうもろこしの計。

（1）草地基盤整備の着実な実施等

草地整備を着実に実施するほか、草地改良、草地更新をその改善目的に沿って適切な時期に実施し、草地の永続性を高めるとともに、適切な草地管理を推進し、牧草の単収を3,250kg/10aから3,500kg/10aへ増加させます。

（2）地域の実情に応じた飼料の生産と利用の拡大

サイレージ用とうもろこしは、栄養価が高く、輸入に依存している濃厚飼料の低減にも寄与することから、近年、作付面積は増加傾向にあり、引き続き、道北や道東での早生品種を用いた作付拡大や、耕種農家と連携した生産の拡大などにより、作付面積を60,400haから65,500haに拡大させます。

また、地域の実情に応じて、早晚性の異なる草種・品種を組み合わせた栽培を行うなど、農作業の平準化や気候変動リスクの低減を図りながら、飼料生産の安定化を図る取組を推進します。

(3) その他飼料の自給率等の向上に関する事項

ア 地域の飼料資源等の活用

ビートパルプやでんぶん粕などの食品製造副産物、稲わらや麦わらなどについて、引き続きその産出状況を把握するとともに、飼料への利用の取組を推進します。

イ 道内外への飼料の供給等

本道の恵まれた飼料基盤を活かした飼料生産に取り組むことにより、飼料販売業者等による道内での飼料の地域間供給を推進するほか、道産飼料の一部を道外へ移出するなど、道内外へ向けた広域的な流通の取組を推進します。

2 飼料需要見込量

区分			頭数	1頭 当たり 年間 必要 TDN量	粗飼料		濃厚飼料		道内産飼料から供給される TDN量			飼料自給率		
					給 与 率	自 給 率	給 与 率	自 給 率	粗飼料	濃厚飼料	合計	目標 (令和12年度)	現在 (令和5年度)	
					① (頭)	② (kg)	③=①×② (t)	④ (%)	⑤ (%)	⑥ (%)	⑦ (%)	⑧=③×④×⑤ (t)	⑨=③×⑥×⑦ (t)	⑩=⑧+⑨ (t)
乳牛	成牛	484,364	5,366	2,599,108	61	100	39	13	1,596,885	130,289	1,727,174	66	58	
	育成牛	296,070	1,524	451,358	79	100	21	13	356,717	12,303	369,020	82	69	
	計	780,434	3,909	3,050,466					1,953,602	142,592	2,096,194	69	62	
肉用牛	繁殖・育成	繁殖雌牛	63,250	1,586	100,315	80	100	20	13	80,235	2,610	82,845	83	62
		育成牛	20,750	1,582	32,826	80	100	20	13	26,255	854	27,109	83	62
	肥育牛	肉専用種	158,000	1,782	281,613	17	100	83	13	47,900	30,382	78,282	28	24
		乳用種	123,000	2,276	279,896	13	100	87	13	35,744	31,740	67,484	24	20
		交雑種	196,000	2,057	403,256	15	100	85	13	60,045	44,618	104,663	26	23
計			561,000	1,957	1,097,906					250,179	110,204	360,383	33	27
合計			1,341,434	3,092	4,148,372					※1 2,203,781	※2 252,796	※3 2,456,577	59	53

注1：育成牛は繁殖用に供する目的で飼養しているもので、繁殖雌以外のもの。

注2：各種数値は、端数整理を行った結果を掲載。

注3：※1（道外移出分を除いたもの）、※2、※3は、それぞれ、飼料需要見込量の※1～※3と同値。

3 飼料供給計画

区分		現在(令和5年度)				目標(令和12年度)			
		生産量 (TDN換算) (TDNt)	生産量 (生重換算) (t)	単収 (kg/10a)	飼料作付 延べ面積 (ha)	生産量 (TDN換算) (TDNt)	生産量 (生重換算) (t)	単収 (kg/10a)	飼料作付 延べ面積 (ha)
道内産飼料	粗飼料 (うち道外移出)	1,884,089	20,343,774	—	584,294	※ ¹ 2,246,862 (7,788)	21,935,370 (15,000)	—	585,700
	良質 牧草 マイルージュ用とうもろこし	1,247,988 598,862	16,974,750 3,315,960	3,250 5,490	522,300 60,400	1,575,624 629,319	18,102,000 3,733,500	3,500 5,700	517,200 65,500
	稻発酵粗飼料	8,051	53,064	3,329	1,594	15,153	99,870	3,329	3,000
	低質 稲わら	5,479	—	—	—	5,650	—	—	—
	その他	23,709	—	—	—	21,116	—	—	—
	濃厚飼料	277,869	47,326	—	8,163	※ ² 229,117	31,160	—	4,400
	飼料用米	30,523	37,750	556	6,788	13,875	17,160	715	2,400
	子実とうもろこし	7,663	9,576	696	1,375	11,204	14,000	700	2,000
	食料製造副産物	98,232	—	—	—	98,381	—	—	—
	その他	141,451	—	—	—	105,657	—	—	—
道外産飼料	計	2,161,958	—	—	592,457	※ ³ 2,475,979	—	—	590,100
	粗飼料	62,790	—	—	—	0	—	—	—
	輸入品	62,790	—	—	—	0	—	—	—
	濃厚飼料	1,846,583	—	—	—	1,680,181	—	—	—
	輸入品	1,846,583	—	—	—	1,680,181	—	—	—
計		1,909,373	—	—	—	1,680,181	—	—	—
合計		4,071,331	—	—	592,457	4,156,160	—	—	590,100

注：※1 (道外移出分を除いたもの)、※2、※3は、それぞれ、飼料需要見込量の※1～※3と同値。

4 飼料基盤の造成・整備計画

令和5年度の飼料基盤面積 (ha)			令和12年度までの事業実施予定面積 (ha)			
牧草地	飼料畑	計	草地造成	草地整備 草地改良	飼料畑 整備	計
517,200	65,500	582,700	700	80,000	3,200	83,900

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

燃油高騰や運転手不足に加え、離農に伴う酪農家の点在化や乳業再編に伴い移送距離が延びるなど、輸送環境は厳しさを増していることから、集乳業務を担う農業協同組合と送乳業務を担う指定事業者のそれぞれが主体となって取り組む集送乳体制の合理化を促進します。

本道は全国の生乳生産量の6割を生産しており、今後も本道の役割はより一層重要性を増すことから、輸送タンクの大型化をはじめとした広域流通や効率的な輸送体系の確保など、物流コストの上昇幅の圧縮に向けた取組を促進します。

2 乳業の合理化

今後、少子化等による需要の減少や安全・安心を求める声の高まりなどに対応するためには、飲用乳の供給体制の効率化や生乳需給調整機能の強化に必要な乳製品工場の老朽化等が課題となっている。

このため、地域における生乳生産の実態を踏まえ、生乳生産量や生乳需要の動向を的確に反映した適正な施設規模と効率的な集送乳体制の構築に向け、関係者との丁寧な対話や検討を十分に踏まえて、酪農乳業関係者が一体となって取り組むよう促進します。

目標年度の乳業工場数は、飲用牛乳を主とした工場、乳製品を主とした工場ともに現状程度とし、乳業工場稼働率は、それぞれ53%、64%を目標として設定します。

区分		工場数 (1日当たり生乳 処理量2t以上)		①1日当たり 生乳処理量 (t)	②1日当たり 生乳処理力 (t)	稼働率 (①/②) (%)
現在 (令和5年度)	飲用牛乳製造を 主とした工場	16工場	合計	1,252	2,404	52%
			1工場平均	78	150	
	乳製品製造を主 とした工場	23工場	合計	8,737	13,651	64%
			1工場平均	380	594	
目標 (令和12年度)	飲用牛乳製造を 主とした工場	17工場	合計	1,303	2,473	53%
			1工場平均	77	145	
	乳製品製造を主 とした工場	22工場	合計	9,095	14,137	64%
			1工場平均	413	643	

注1：「1日当たり生乳処理量」欄は、生乳処理量を365日で除した数値。

注2：「1日当たり生乳処理能力」欄は、飲用牛乳を主とした工場にあっては6時間、乳製品を主とした工場にあっては12時間稼働した場合に処理できる生乳処理量(t)の合計。

注3：目標(令和12年度)における稼働率の算定に当たっては、道内で生産される生乳の仕向け量を次のとおり想定した。

(参考) 用途別仕向数量目標

目標（令和12年度）生乳生産量	445万トン	
うち飲用向け	128万トン	(うち道外への生乳移出分 62万トン)
うち脱脂粉乳・バター向け	160万トン	
うちチーズ向け	42万トン	
うち生クリーム等向け	112万トン	
うち自家消費等	3万トン	

3 肉用牛流通の合理化

公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するため、各家畜市場の連携を強化し、市場開催日の調整や取引方法の統一化、利用者の利便性の向上に重点をおいた魅力ある家畜市場の環境整備を推進します。

また、家畜市場の取引頭数の安定や子牛の斉一化、デジタル化による取引の効率化、性選別精液・受精卵移植の活用を踏まえた家畜の生産・流通動向、立地条件など、地域の実情に応じながら市場の機能高度化・再編整備を含めた流通の合理化を検討します。

「物流の2024年問題」によって生体家畜の輸送に不可欠なトラックの確保が難しくなっていることから、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が一体となってリレー輸送に取り組むなど、課題解決に向けた取組の検討を促進します。

名称	開設者	登録年月日	年間開催回数	年間取引頭数（令和5年度）（頭）				
				肉専用種		乳用種等		
				子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
ホクレン南北海道市場	ホクレン農業協同組合連合会	S45.9.1	36	20,030	1,458	0	4,383	1,518
ホクレン北海道中央地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	S62.3.30	50	67	175	9,252	944	3,408
ホクレン豊富地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	S43.6.17	69	26	4	22,030	1,602	5,240
ホクレン十勝地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	S61.5.15	92	27,516	2,348	0	43,532	15,719
ホクレン北見地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	H2.11.22	82	4,292	537	24,671	6,015	6,204
ホクレン釧路地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	H14.5.1	73	400	65	20,905	2,774	8,351
ホクレン根室地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	H1.4.1	67	334	148	21,624	3,952	18,043
北海道ホルスタイン家畜市場	北海道ホルスタイン農業協同組合	S47.5.23	51	1,698	1,050	9,897	205	3,327
道北名寄集产地家畜市場	上川家畜商業協同組合	S39.1.10	19	0	0	195	0	0
北見集产地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	S41.3.19	87	295	193	62	16,839	779
紋別集产地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	S41.3.19	52	5	8	4,494	155	1,521
十勝集产地家畜市場	十勝畜産商業協同組合	S62.6.1	115	54	220	43,974	3,061	11,470
根室集产地家畜市場	根室地方畜産商業協同組合	S41.7.29	73	100	7	5,954	451	1,092
計	13か所	—	866	54,817	6,213	163,058	83,913	76,672

4 牛肉の流通の合理化

肉畜の生産・出荷動向を踏まえた食肉処理施設の再編・合理化等により、集畜や出荷の効率化、流通コストの低減、労働力不足の解消、施設間の人材交流や災害・家畜疾病発生時の連携体制の構築を図るとともに、海外輸出にも対応する高度な衛生管理の導入等により、北海道産食肉の高付加価値化を推進します。

また、生産者・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者の連携体制や、と畜から精肉加工までの一貫製造体制の構築等により、北海道産食肉の生産・流通体制の強化を図ります。

(1) 食肉加工処理施設の現状

区分	施設数	設置	年間稼働日数	①と畜能力 1日当たり (頭)		②と畜実績 1日当たり (頭)		稼働率(%) ②/①
				うち牛	うち牛	うち牛	うち牛	
公社	5	S48～S58	243	6,176	3,372	4,727	2,899	76.5%
民間	7	S34～H27	242	5,483	728	4,451	625	81.2%
市町村	2	H41～S43	239	600	600	465	465	77.5%

(2) 食肉加工処理施設の再編整備目標

区分	現状（令和5年度）	目標（令和12年度）
1日当たりの 処理頭数	689頭	790頭
稼働率	79%	80%以上

注：頭数は、豚換算頭数（牛1頭＝豚4頭）

(3) 肉用牛の出荷先

区分	現在（令和5年度）				目標（令和12年度）			
	①出荷頭数	出荷先		②/①	③出荷頭数	出荷先		④/③
		②道内食肉加工 処理施設	道外出荷			④道内食肉加工 処理施設	道外出荷	
肉専用種	40,184	17,606	22,578	44%	45,247	34,375	10,872	76%
交雑種	66,459	40,336	26,123	61%	70,181	42,810	27,371	61%
乳用種	92,587	86,780	5,807	94%	71,848	67,537	4,311	94%
合計	199,230	144,722	54,508	73%	187,276	144,722	42,554	77%

5 配合飼料流通の合理化

配合飼料の輸送については、「物流の2024年問題」を背景とする輸送力の不足に加え、飼料タンクの補充時の高所作業の発生や、バルク車への添加剤等投入作業等の運送以外の役務への対応といった飼料輸送特有のトラックドライバーへの負担により、特に配送にかかる人材の確保が困難な状況にあり、酪農・肉用牛経営に配合飼料を将来にわたって安定的に輸送するため、業界関係者が連携して配合飼料輸送の合理化を図っていくことが急務となっています。

このため、配合飼料輸送の作業に係る負担軽減や安全性の確保に向け、業界関係者による附帯業務を含む運送以外の役務の明確化や、長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配送実施への協力等の飼料輸送の合理化の取組や酪農・肉用牛経営における理解醸成、飼料タンク周辺の環境改善などの取組を促進します。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 計画達成に向けた関係機関・団体の役割

本計画に盛り込まれた取組は、道はもとより、市町村、生産者団体、生産者その他の関係者が緊密に連携・協力しつつ、計画的に推進することが重要です。

このため、道は、本計画の具体的な実施の方針、進め方、関係者それぞれの役割を明確にし、取組の効果的かつ確実な実施を図ります。

(1) 道の役割

道は、本計画の実現に向け、生産者への必要な営農技術指導や消費者への理解醸成に加え、国の補助事業の効果的な活用を促すなど、生産から消費に至るまで必要な施策を総合的に実施します。

また、酪農及び肉用牛生産においては、国が畜種ごとの特性に応じた経営安定対策を実施していることから、引き続き、これらの経営安定対策が着実に運用され、酪農・肉用牛経営の安定に資するよう、地域への情報提供等を実施します。

(2) 市町村の役割

市町村は、本計画の内容と調和を図りながら、地域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向性を十分勘案の上、市町村計画を策定し、実現に向けた施策を実施します。

(3) 生産者・生産団体の役割

生産者・生産団体は、持続的な生産に向けて自らの生産基盤の維持・強化に努めるとともに、生産に必要なコストを客観的に示せるよう把握し、再生産が可能な合理的な価格形成に向け、消費者の理解が得られるよう取組を進めます。

(4) 消費者の役割

消費者は、本道酪農畜産の持続的な発展と畜産物の安定供給に寄与するため、道産畜産物を選択するよう努めます。

2 計画の進行管理と評価

道は、本計画の策定後、計画に定めた取組の着実な実施と目標の達成のため、その推進状況や関係者による取組の実施状況について、隨時把握し、進ちょく管理を行います。

また、その過程で明らかとなった、取組の効果や新たな課題等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや改善を行います。